## 日系中小製造企業のベトナム進出のチャンス

ド・マン・ホーン

## 1. はじめに

近年、日本の対外直接投資の重点は欧米からアジア(主に中国とアセアン)に移しつつある傾向が現れている。2000年、2002年、2004年の日本の対外直接投資(ネット、フロー)の変化をみると、元に主要な拠点であった北米と西欧の(対全世界の)シェアがそれぞれ45%から27%、そして24%に、と35%から30%、そして23%に縮小してきたのに対して、アジアの同指標は、7%から25%、34%に急速に拡大してきた。

またアジアの中にある日系製造企業の海外進出の動きをみると、80年代初頭からNIESに、80年代後半からアセアン先発諸国に、と90年代から中国に広がっているという「雁行形態」的な展開が明白に表れる。ただし、これまでの動きを詳細に観察すれば、経済発展レベルの向上に伴うNIES及びアセアン先発国への直接投資の流入(フロー)が飽和またそれに近い状態に近づき、高度成長の勢いを維持する中国への集中度が高まっていた。

しかし、好調の一極集中による効率的な投資効果を遂げる反面、それなりのリスクもあるという意見も少なくない。文化、歴史、環境などの様々な側面からの原因により、国際(両国或いは多国間の)関係の

バランスが崩され、従って直接投資が阻 害される恐れはそのリスクであろう。こうし たリスクを避けるため、中国の投資拠点の 対極としてアセアン先発国での拠点をさら に強化させる必要がある。だがこれらの国 の中、インドネシアとフィリピンは政治的な 不安や治安の悪さなどを原因に、マレー シアの場合、比較優位(賃金、土地価格 など)の低下により、近年では日本からの 直接投資の流入は通貨危機(1997年)以 来なかなか回復しない状況である。唯一タ イは、政府が開放的な経済政策を積極的 に取り入れるよい投資環境が創られ、日 本の直接投資の流入を最近の2年間で通 貨危機前のレベルにまで取り戻すようにな った。

この状況の中、日系製造企業にとってベトナムは新たな選択として浮上する。実際、日本企業のベトナムへの注目は、90年代初頭からも始まったが、現地政府による経済制度の改革(開放)があまりにも遅れたので、日本からの投資ブームがなか起こらない現実があった。しかし、ベトナムの経済制度の改革は 2000年から一層進み、投資環境が大きく改善され、外国投資家に対する潜在的魅力が現れつつある。こうした変化は、情報収集能力のある大手企業及びそれらの傘下企業によく

把握されるとみられるが、日本国内での数 多くの中小製造企業には知られていない であろう。

外国直接投資の経済的効果の分析には、大手(組立て)メーカの進出に伴い多数の中小(部品)企業の存在も不可欠であるので、これらの企業の海外進出を動員することは経済政策の重要な課題である。この考えを持った上、小稿は日本の中小製造企業たちから研究者、政策立案者までの参考のため、最新ベトナムの投資環境の変化を紹介したい。

## 2. 市場経済制度の本格的な展開

2000 年から企業法の制定により、生産経営活動への参加に関わる「許可制度」から「登録制度」に転換され、加えて私的所有権の保障が(憲法に)強化された結果は、民間セクターを根本的に自由化させた。ただし、現行の行政能力は限界があるため、同企業法の展開には、2001 年、2002 年まで行政機能がよく働かぬ、企業活動を阻害させるという批判的な声がよく出てきたのが事実であった。しかし、その状況は 2003 年から現地(中央及び地方)政府の努力により、様々な場面で徐々にポジティブな方向に改善されていた。

一般外資系企業に対する法的制度についても 2000 年から、例えば借地の(最長)期間は 50 年から 70 年に、また使用権の担保可能などの土地使用権の拡張や資本調達に関する上場可能など様々な新しい規定が定められ、外国投資家に対する投資環境が絶えず改善されている。

特に、日系企業にとってベトナムの投資環境の大きな変化は、2003年末に結ばれた日本とベトナムの二カ国間の投資促進協定、そして2004年末に結ばれた日・越

共同イニシアティブからである 。これらの プログラムの目的は、いずれもべトナムで の投資環境の改善であった。両国間の共 同イニシアティブは、投資促進協定の内 容をカバーする総合的なプログラムとして、 短期出入国制度から、資本の使用、知的 財産保障制度などの改革で合わせて44 項目(125細目)の行動計画が書かれた。 それらは主に、特別投資奨励案件リストの 策定、短期滞在ビザ免除、金融機関の海 外資産運用規制の廃止、減資に関する制 約の廃止、法定資本金の下限規制の廃 止、知的財産権に関するデータベースの 公開、模倣品取り締まりキャンペーンの実 施、競争法の制定、電力分野への外資規 制の廃止、電力の二重価格の廃止、二輪 車の生産制限をしないことの明確化であ

これらのプログラムの進展の結果、外資 系企業部門を含む民間セクターに対する 投資・生産・経営に関わる法的環境は、 2006年から透明性、一貫性及び平等性が さらに一段改善されると見られる。その証 拠は、投資法、企業法の統一化である。 2005年12月に定められた(2006年7月 から発効の)最新の投資法と最新企業法 は、従来の国内民間企業を対象とする (2000年の)企業法、外資系企業を対象と する外国資本投資法、国有企業を対象と する国有企業法、と国内投資奨励法の代 替となった。要するに、こうした法的制度の 改革によりべトナムの投資環境では、外国 資本と国内資本の差別、国有企業と非国 有企業部門の差別などの問題が徹底的 に解決されていると評価され得る。

国全体の法的制度の修正のほか、各地方は地元の経済活性化、外国資本の誘致のため、様々な投資奨励措置を導入し

ている。電子登録システムを導入すること で新規投資の手続きの時間の短縮、活動 初期の免税、あらゆる情報の提供などは それらの政策的な措置である。

こうした法的制度の変化は、一般に大手の外資系企業に評価されることだけではなく、進出意欲のある外国の中小企業にとって大きなチャンスを与える意義があると考えられる。

## 3. 裾野産業の振興の必要性

日系中小製造企業のベトナム進出のチャンスという意味として、投資活動に対する上述の法的制度の改善は必要な条件だけである。これらの対象企業に進出の励みを与える十分な条件も揃うようになったと考えられる。それは、裾野産業の振興の必要性である。

これまでの外国の経済協力を受けながら 経済改革を進めていったベトナムでは、ト ヨタ、ホンダ、富士通、キャノンなどの多く の大手組み立てが進出している。しかし、 現在では、現地での部品調達はまだまだ 不十分である。

従来ベトナムの工業を支える主体は国 有企業であったが、長期間(計画経済体 制の下)一環生産を中心に、効率が低く、 20年ぐらい市場経済への移行の段階でも 体制があまり変わらないので、外資系企業 の部品供給の要請があってもなかなか対 応できない。国内民間企業部門は、上述 のように、本格的に政府の政策に振興造れたのがわずか 5年であるので、製造 における大部分のこれらの企業は規模が まだ零細で、生産技術や経営管理ノウハ ウなどがまだ未熟で、十分に外資系企業 に要求される部品を供給することはまだ不 可能である。

以上の状況で、現地の部品産業を振興

させる必然的な要請に応えるため、技術及び経営ノウハウを持つ外資系中小製造企業の存在(役割)が大き〈期待されると考えられる。

実際、現地政府も以前から国内投資奨励法などの制定により、国内製造メーカーを育てるため、様々な保護政策を採用した。しかし、政府は90年代の経済改革でまだ国有企業だけを重視したので、それらの促進政策は殆ど効果を発揮できなかった。

20 年の経済制度の改革を実施した経験を踏まえ、政府は、所有制度が変わらない国有企業の改革は現実的に難しいということを認識しながら、この企業部門に対する改革の方法を変え始めた。政府の動態を反映するのは、上述の企業活動と投資活動に関する法的制度の統一化であった。

現実上の裾野産業の振興の必要性に伴い、外資系企業の進出のチャンスとして、もう一つ重要なことは、現地政府がこの必要性を認識しはじめ、さまざま奨励政策措置を取り入れる動きが始まったのである。また、中央政府だけではなく、地方政府も、外資系中小製造企業の誘致の重要性を理解し、こうした対象企業の投資を他地方(省)と競争的に誘致する姿勢をみせた。

実際、2005 年から大勢の日系中小製造企業が進出する動きが始まったが、大部分のこの投資のフローは第三国(インドネシア、中国など)から流入したものであり、数的に近隣諸国の投資ブームと比べてまだ限られると見られる。ただし、タイや中国よりも進出企業の数がまだ少ないが、これまでに進出した多くの企業は、南部ベトナム(ホーチミン市)と北部ベトナム(ハノイ市)に集中していたので、現段階では、こ

れらの都市において新規工場向けのインフラ(土地、道路、水道、電気)の開発は、(日系企業による)新規投資の増加スピードに追い付かない状況である。

北と南と比べて、中部とりわけダナン市は、道路や工業団地などのインフラはこの間の 2 年飛躍的に開発され、賃金や土地価格などは近隣先発国だけではなく、ハノイとホーチミンと比べても優位性が明らかである。将来、アセアン諸国の統合化の進展、AFTA の実行により(現在完成した中部ベトナムからラオスを渡り、タイの北部に繋げる)東西高速道路に沿う東西経済ナムに繋が発効すれば、中部ベトナム(ダナン市)は(中部ベトナム、ラオスの南部、カンボジアの北部とタイの北部、ミャンマーの南部を含む)メコン川サブ地域全体のハブの機能として地理的によい立地条件があると評価されうる。

また政策面では、ダナン市の地方政府 も、外国直接投資の誘致のほか、裾野産 業の振興の問題、日系中小製造企業の 投資を呼びかけるため、積極な姿勢を見 せる。

実際 2005 年に、マブチモーターはベトナムでの投資規模を拡大する計画としてダナン工場の建設をすでに発動し、投資ブームが中部ベトナムに流れ込み始める兆候をみせたと考えられる。

注)

<sup>゛</sup>ジェトロの統計データから計算、

http://www.jetro.go.jp/jpn/stats/fdi/のホームページを参照。

<sup>&</sup>quot;正式名は、「投資自由化、促進及び保護に関する日本とベトナム社会主義共和国との間の協定」である。